

法科大学院等特別委員会における意見のまとめ（地方関係）

1. これまでの政府方針等

(1) 「知の総和」答申と法科大学院等との関係について

＜高等教育政策の3つの目的と地域社会の発展＞

令和7年2月に示された「我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）」（令和7年2月21日中央教育審議会）¹（以下「「知の総和」答申」という。）においては、今後の高等教育政策の3つの目的（「質」「規模」「アクセス」）が示されるとともに、特に地域と高等教育機関との関係性について、地域における教育機会の確保という観点での高等教育への「入口」面、また、地域にとって不可欠な人材輩出という観点での高等教育からの「出口」面、双方の指摘がなされている。

具体的には、「入口」面について、「少子化が進行する中で、地域における教育機会の確保や高等教育機関間の連携等を通じた高等教育の機能強化が最も重要となる。特に、地方の高等教育機関が担う多面的な役割を考慮し、地域との連携を強化することが求められている」とされている。一方、「出口」面について、「地域の中核となる高等教育機関は、リカレント教育にも力を入れる必要があり、地方公共団体や地元企業等の産業界との連携をより一層強め、(略)、地域の将来を担う人材を輩出する地方創生の拠点となっていくことが求められる」とされている。

さらには、「各高等教育機関が持つ強みや特色を生かしつつ、地域におけるアクセス確保を図り、地域に必要な人材を育成するために、まずは、地域連携プラットフォームの仕組みを発展させ、各地域の高等教育を取り巻く状況や課題、将来の人材需要等を地域の高等教育機関が共通に認識し、地方公共団体や産業界等地域の関係者も一体となって具体的な取組に向かうことができる場の構築が重要である。そのために、地域の高等教育機関や地方公共団体、産業界等の各地域の関係者が議論し、各地域で実効性のある取組を推進するための協議体（地域構想推進プラットフォーム（仮称））を構築することが必要である」とされている。

＜「知の総和」答申と法科大学院等の関係＞

法科大学院においては、「第12期の審議のまとめ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(令和7年2月20日特別委員会)²でも示されたとおり、教育の「質」の向上に尽力し、関係省庁とともに定員管理等を通じた「規模」の管理を図り、一定の成果を挙げてきた。また、今後の方向性として、法科大学院ごとの特色・魅力を発揮しつつ、多様で質の高い法曹を輩出し続けていくことの重要性が指摘されたところである。

¹ 我が国の「知の総和」向上の未来像～高等教育システムの再構築～（答申）（中教審第255号）
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1420275_00014.htm)

² 「第12期の審議のまとめ～法科大学院制度の20年の歩みと法科大学院教育の更なる発展・充実～」(令和7年2月20日)
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/houka/1388525_00006.htm)

(2) これまでの特別委員会等における主な議論等について

＜司法制度改革審議会から令和元年法令改正までの主な議論等＞

司法制度改革審議会意見書（平成13年6月12日司法制度改革審議会）において、「地域を考慮した全国的な適正配置に配慮するとともに、夜間大学院等の多様な形態により、社会人等が容易に学ぶことができるよう法科大学院の公平性、開放性、多様性の確保に努めるべきである。」とされた。

また、平成26年に示された「法科大学院における就職支援等の充実について（通知）」（26文科高第214号平成26年5月30日文科省高等教育局長通知）においては、法科大学院修了者の進路状況の正確な把握と就職支援の充実の重要性について指摘している。

更には、令和元年の法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律施行時の「法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」（元文科高第623号令和元年10月31日文科省高等教育局長通知）（以下「令和元年改正通知」という。）では、地方においても十分な司法サービスの提供を担う法曹を確保することが重要であることに鑑み、地方大学出身者を対象とした専願枠を設けることや推薦入試による特別選抜を実施する、いわゆる地方大学枠を設けることが認められた。

＜令和元年法令改正以降の主な議論等＞

第108回特別委員会（令和4年10月7日）においては、岡山大学法務研究科から「地域の自治体や法曹界、産業界との連携」を議題として発表がなされた³。その特色は、大学の附属組織として「岡山大学法科大学院弁護士研修センター」、いわゆる「OATC」を立ち上げたところにある。OATCの運営においては、当該組織が担う地域貢献の内容を明らかにし、機能を明確化した上で体系化され運営されている。OATCの活動内容については、主に、人材輩出、リカレント教育、シンクタンク機能等であり、地方公共団体、法曹界、産業界、他大学等との連携を図り、中国・四国地方における法務系人材の養成拠点として、地域ニーズに柔軟に対応した継続的・組織的な人材養成を目指しており、先進的な取組の一例である。

また、第121回特別委員会（令和7年9月30日）においては、日本弁護士連合会から「弁護士の地方定着の現状」として、新規登録弁護士を取り巻く状況や、地域偏在の原因としては、就職活動の早期化、東京や大阪といった大都市の旺盛な採用意欲などが考えられるが、司法修習前の段階で、地域の多様な活力を支える法曹となるため、地方での生活や地方での社会インフラとしての弁護士の活躍に触れる機会を提供する地方会エクスターンシップなどを通じて、都市部の法科大学院生にも地方に目を向けてもらえるような授業や情報の提供が有益であることの発表があった。

³ 特別委員会第108回配付資料【資料6】岡山大学法科大学院提出資料（mext.go.jp/content/20230111-mxt_senmon02-000025330_17.pdf）

2. これまでの意見のまとめ

(1) 法科大学院等の「入口」面について

(法科大学院入学前段階の法曹イメージの定着)

我が国の人口動態予測を踏まえると、国民の権利・利益を守り、我が国の司法の将来を支える法曹人材を着実に確保・育成していくためには、若年層に対してより早い段階からアプローチし、社会における法や司法制度の前提にある重要な価値や法曹という仕事の魅力を具体的なイメージをもって伝えることで、法曹という仕事を将来の選択肢の一つとして興味を持ってもらう機会を提供していくことが重要である。このことは、地域で活躍する法曹を志す潜在的な志願者を掘り起こすことにも有用であるとの指摘があった。従来より、大学の法学部・法科大学院、裁判所、法務省、日本弁護士連合会、更には法科大学院生等が高校生等に対して法曹の仕事を紹介するイベントを実施するなど、積極的な普及啓発活動が行われている。

もっとも、日常の生活において、法や司法制度、これらの基礎となっている価値について考える機会や法曹と身近に接する機会が少ないため、具体的な職業としての法曹のイメージを抱きづらく、将来の職業の選択肢に入れるまでには至らないことも多いとの指摘もあることから、高校生のみならず、小・中学校の児童生徒等を含む若年層に対して、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し法に関する基本的な見方や考え方を身に付ける法教育を進めるとともに、法曹の魅力を体感してもらい、法曹への具体的なキャリアイメージが想起できるような普及啓発活動をより積極的に行っていくことが有用である。

(法曹コースの設置状況等)

令和7年4月1日現在、法科大学院は全国に34校⁴設置されており、その内訳は、東京都14校、京都府・大阪府・兵庫県8校と、約3分の2が4都府県に、約3分の1がその他の地方（北海道、東北、中部、中国、九州地方）に設置されている⁵。また、同日現在、学部段階における連携法曹基礎課程（以下「法曹コース」という。）は42コースが設置されており、自大学に法科大学院がないものは10コース⁶、自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がないものは5コース⁷が設置されている⁸。

特に、自大学に法科大学院がなく、かつ、同一都道府県内にも法科大学院がない法曹コースの修了者が法科大学院に進学する割合や傾向については、地方における法曹コースの在り方を検討する上で重要な指標となると考えられる。

⁴ 募集停止校を除く。

⁵ 特別委員会第120回配付資料【資料2-3】法科大学院の設置状況（令和7年度）
(https://www.mext.go.jp/content/20250610-mxt_senmon02-000042439_6.pdf)

⁶ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学、北海学園大学、明治学院大学、立教大学、近畿大学、西南学院大学

⁷ 新潟大学、信州大学、香川大学、熊本大学、鹿児島大学

⁸ 特別委員会第121回配付資料【資料1】令和7年度法曹コースの実態調査
(https://www.mext.go.jp/content/202501003-mxt_senmon02-000044275_17.pdf)

法曹コースの開設形態、登録時期、登録時の選抜の有無等は、法科大学院の自主性に任されていることから様々であり、学修の質の確保、その後の法科大学院へのスムーズな進学等の観点から、どのような形態とすることが効果的であるのかについて検討していくためにも、その動向を引き続き注視していく必要がある。

(地方大学の法曹コースと法科大学院との連携の状況)

法曹コースと法科大学院とが連携協定を締結することに伴い、「法科大学院がない大学であっても、法曹志望の学生の希望に応えられるようになった」との声がある一方、学生・教員双方の負担の増大や、情報共有が不十分であるとの指摘もある。更に、連携している法科大学院のキャンパス見学・意見交換・説明会・講演会等を通じた連携の充実や、遠隔講義の技術を活用するなどして法曹コースの学生を指導する機会を充実すること等について期待する声がある。

地方大学⁹の法曹コースは、地方にいながら法曹を目指すことができる「入口」としての意義が大きく、地方大学の法曹コースと法科大学院の連携に関しても、一層の機能の向上に向けた取組を行っていく必要があるとの声も聞かれたところである。

(特別選抜（5年一貫型・開放型選抜）の状況)

令和7年度の法科大学院入学者選抜において、特別選抜により入学した者は438人であり、法科大学院の入学者全体の22パーセントに及ぶ¹⁰。そのうち5年一貫型選抜による者は314人、開放型選抜による者は124人である。

特別選抜により入学した者は年々増加傾向にあり法科大学院の入学者選抜において、法曹コースを経由した特別選抜が重要な役割を担っていると考えられる。特別選抜が地方における教育のアクセス確保に貢献しており、特別選抜の在り方について検討していくことが必要であるとの指摘があった。

(地方大学出身者を対象とした特別選抜の状況)

地方大学出身者を対象とした特別選抜については、1.(2)で述べたとおり、「3+2」制度の導入の際、地方大学卒の設定が可能となっており、令和7年4月1日現在、地方大学卒を設定している法科大学院は、6校である。

法科大学院の特別選抜において地方大学卒を設定することは、地方に在住する学生の法科大学院へのアクセスを確保するために効果的であるとの声があり、今後、その運用状況等について、継続的な調査・分析を進めていくことが必要であるとの指摘

⁹ 「地方大学」の定義は、令和元年改正通知の地方大学の定義（直近の国勢調査（平成27年）における大都市圏以外の地域に設置されている大学に加え、大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域にある大学とする）による。具体的には、①平成27年の国勢調査における大都市圏（札幌、仙台、関東、新潟、静岡・浜松、中京、近畿、岡山、広島、北九州・福岡、熊本の11大都市圏）以外の地域に設置されている大学に加え、②大都市圏であっても当該都市圏に法科大学院が設置されていない地域（新潟、静岡・浜松、熊本の3大都市圏）に設置されている大学とする。また、大学本部が大都市圏内に設置されている場合でも、法曹コースを開設する学部がその圏外に設置されていれば地方大学とする。

¹⁰ 特別委員会第120回配付資料【資料2-5】令和7年度法科大学院入学者選抜の全体像 (https://www.mext.go.jp/content/20250610-mxt_senmon02-000042439_8.pdf)

があった。

(2) 「入口」と「出口」をつなぐ法科大学院等教育について

(法科大学院間の連携の状況等)

各法科大学院の強みを活かした支援・連携は、各法科大学院がもつ専門的なノウハウやリソースを共有し、互いの得意分野を更に深く掘り下げることができると同時に、学生にとっても、自大学にない多様な授業科目を履修できるようになることで、幅広い知識・知見を獲得し、魅力ある法曹の養成につながるものである。こうした取組を進めることにより、各法科大学院の特色を生かしたより有機的な連携が可能となるのではないかとといった指摘もあり、地域間の連携を強化するため、教育の質を確保しつつ、ICTを活用する等も必要であるとの声も聞かれたところである。

(法科大学院での実践的教育の状況)

エクスターンシップ等の実践的カリキュラムは、法曹の多様な働き方を知ることができ、学生の意識啓発にとって効果的であるとの声も聞かれたところである。

エクスターンシップについては、現状、大学所在地又は近隣の法律事務所等で行われることが多いように見受けられるが、都市部に所在する大学と地方法律事務所、あるいは、地方部に所在する大学と都市部の法律事務所との連携を推進することにより、学生に多様な法曹のキャリアや実務を経験させることができるとの声も聞かれている。もっとも、「3+2」制度の開始以降、これらのカリキュラムを法科大学院3年次秋学期に受講する学生が多いところ、都市部の法科大学院の学生を中心に、その段階では既に一部の学生は就職の内定を得ている時期であると指摘されている。

(法曹の多様な働き方の紹介)

近年、法曹の活動領域は拡大しており、法的観点から企業の活動をサポートする弁護士（企業内弁護士）や自治体において行政実務を行う弁護士、法テラスやひまわり基金法律事務所などに所属して司法過疎地域で活躍する弁護士等がいる。

他方、学生の目線からは、そうした多様な活動の側面が見えづらく一面的な法曹像を前提に進路選択を行っている可能性が考えられることから、このような法曹の多様な働き方について、授業等を介して紹介することが有用であるとの指摘がある。

これに関しては、就職活動が早期化しているという現状に鑑み、法科大学院や法曹コース、法学部の早い段階での実施が必要であり、実際に地方で働く弁護士や地方部の大学教員の協力を得ることで、当該地域の実情についての理解を深めることも有用であるとの指摘もあった。

(法曹界等との連携活動)

法科大学院と法曹界等の連携の主な取組としては、実務家教員による指導や教育課程連携協議会による情報共有、OB・OGによるサポート等が実施されている。令和

3年度の調査¹¹においては、調査対象とされたほぼ全ての法科大学院において、教育課程外の体制の充実として補助教員¹²による支援が行われており、教育課程内においても、約2割の法科大学院において補助教員を活用した科目が開設されている。

(3) 法科大学院の「出口」面について

(法科大学院修了生の進路等)

地方の法科大学院を修了した学生は、当該法科大学院が設置されている地域に定着しやすい傾向にあるとの指摘がある一方、法科大学院ごと、あるいは、地域ごとにその傾向が異なるとの意見もある。

法科大学院修了生の出身地、法科大学院の所在地、就職地等の調査、分析を行うこと等により、地域アクセス確保と法曹の地域定着の両面の施策を検討することが必要でないかとの指摘もあった。

(学生の就職に対する意識・情報収集・就職活動等)

法科大学院に在学する学生が就職に関する情報収集や就職活動を開始する時期は、東京などの大都市部が早く、地方部ほど遅くなる傾向があるのではないかとの指摘がある。

また、学生の求める情報は、主に業務内容・環境、給与・待遇であり、情報収集は、法科大学院主催の就職説明会、学部ゼミのOB・OG会や学内サークルのイベント、弁護士会主催の合同就職説明会、法曹関係専門の就職サイト、エクスターンシップ・サマークラーク、OB・OGによる紹介等多岐にわたる機会を活用して行われているとみられる。学生の就職活動に関する状況を把握し、どういった情報提供等を行うことが効果的か検討していくことが重要であるとの声が聞かれたところである。

(法科大学院修了後の活躍)

法科大学院を修了した学生が、どのような地域でどのような働き方をしているのか、そのライフスタイルを明確にすることで、多様なキャリアを法科大学院生に発信していくことが必要であるとの声が聞かれた。この点、法科大学院修了時点で最終的な就職先が決定していない学生は、現状においても一定数存在しており、法科大学院における情報発信の必要性は大きい。法科大学院における能動的な情報収集には限界もあり、関係団体から法科大学院に対する情報提供等の協力が不可欠であるとの声も聞かれたところである。

¹¹ 特別委員会第105回配付資料【資料2】令和3年度法科大学院関係状況調査について
(https://www.mext.go.jp/content/20220210-mxt_senmon02-000019554_9.pdf)

¹² 「補助教員」については法令上明確な定義はないため、本報告書においては、法科大学院の研究指導、授業担当認定を受けておらず、授業補助、質問対応、相談対応、ゼミでの指導などを行う有給の者とし、法科大学院修了生、司法修習生、弁護士等を幅広く含むものとして令和3年度法科大学院関係状況調査と同様の整理とする。